

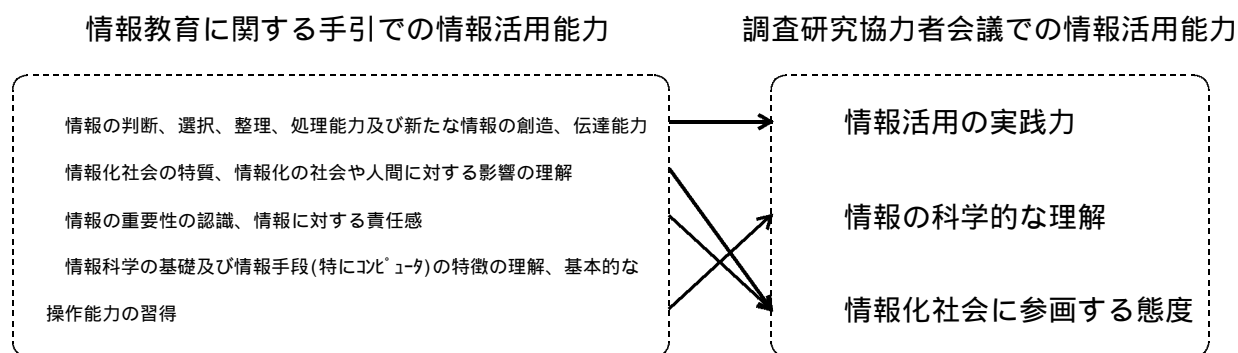
3 新学習指導要領と現行学習指導要領における情報化対応についての比較

次に調査研究協力者会議の報告及び教育課程審議会の答申が新学習指導要領の中にどのように具体化されているのかを検討します。

前述の「情報教育に関する手引」において、「新学習指導要領における情報化対応について(ここでいう「新」学習指導要領とは、現行学習指導要領のことです。)」が掲載されています。この中では、各校種の現行学習指導要領のうち、情報活用能力の育成にかかわる部分はどのようなものであるかを各教科、道徳及び特別活動について詳細に示されており、情報活用能力の四つの項目に沿って整理されています。この資料を読むことによって、情報活用能力とは、どのような資質、能力と位置付けられているかが見えてきます。

そこで新学習指導要領について、この分析を試み、情報活用能力を一層明らかにしようと考えました。その結果を新学習指導要領と現行学習指導要領との比較という形で整理し、本教育資料に資料編として添付しました。ただし前述のとおり調査研究協力者会議の提言では、情報活用能力が、三つに整理されていますので、次の図のとおり情報教育に関する手引の と で示されている内容をくくることで、両者をほぼ一致させることとし、情報教育に関する手引の

は調査研究協力者会議の と、情報教育に関する手引の 及び は調査研究協力者会議の と、情報教育に関する手引の は調査研究協力者会議の と対応しています。



(1) 情報活用能力の基盤としてのコミュニケーション能力の育成

これまでの検証で、情報活用能力の基盤となるのがコミュニケーション能力であると述べてきました。特に国語科におけるコミュニケーション能力の育成は、現行指導要領においても、はっきりうかがえますが、新学習指導要領では一層明確にされています。小学校では、内容及び内容の取り扱いのほとんどの部分が、中学校及び高等学校では、教科(科目)の目標自体が情報化への対応にかかわるとしてあります。小学校の第3学年及び第4学年の内容の一部を見ると、次のように示されています。

2 内容

A 話すこと・聞くこと

(1) 話すこと・聞くこと的能力を育てるため、次の事項について指導する。

ア 伝えたい事を選び、自分の考えが分かるように筋道を立てて、相手や目的に応じた適切な言葉遣いで話すこと。

この内容は、コミュニケーション能力の育成そのものと言えます。「伝えたい事を選び」や「相手や目的に応じた適切な言葉遣いで」という表現から分かるように、情報の伝達において、「誰に何を伝えるのか」を意識することを指導するよう明記されています。国語科では、こうしたコミュニケーション能力の育成にかかわる指導が随所に見られます。

同様に、小学校図画工作科、中学校美術科及び高等学校の美術科、工芸科、外国語科の中にも、デザインや外国語によるコミュニケーションにより、進んで表現しようとする態度の育成が記述されており、情報活用能力の育成として位置付けられていると考えられます。

(2) 情報活用の実践力の育成

学習を進める上でいろいろな資料等から情報を収集し、その中から必要なものを選択し、そこから新たな、より有用な情報を創造して、表現、発信・伝達するという、情報活用の実践力の育成という面では、社会科（高等学校では地理歴史科、公民科）、理科、家庭科（中学校では技術・家庭科）特別活動などに多く記述されています。

特に新学習指導要領では、表現や発表という活動が重視されています。高等学校の理科を例に取りますと、現行学習指導要領では「創意ある報告書を作成させること。」とあるのが、新学習指導要領では「創意ある報告書の作成や発表を行わせること。」となっています。実験や観察を行い、その結果を報告書にまとめることは、理科教育の目標達成のために指導することですが、学級や学年の中などで発表を行う際には、伝える相手を意識し、その相手に分かりやすく発表する工夫が必要となります。データの整理や報告・発表にコンピュータ等の情報手段を活用することも含めて、教科の目標達成のために指導する中で、情報活用の実践力も併せて育成することとなります。

中学校の技術・家庭科の「情報とコンピュータ」の内容や高等学校の教科「情報」においては、コンピュータや情報通信ネットワークの活用などを体系的に学び、情報活用の実践力を育成することとなっています。

(3) 情報の科学的な理解

情報の科学的な理解は、中学校では技術・家庭科の「情報とコンピュータ」の内容、高等学校では教科「情報」という教科(科目)の内容として盛り込まれ、体系的に学習することになります。したがって現行指導要領では、中学校数学科で扱っている2進法や高等学校数学科で扱っている「計算とコンピュータ(プログラミングの基礎を含む)」、中学校理科や高等学校理科の物理で扱っている、コンピュータや情報に関する内容がそれらの新しい教科に移行し、体系化されています。

(4) 情報社会に参画する態度

社会科、地理歴史科、公民科、家庭科、技術・家庭科、情報科、道徳、特別活動等において、それぞれの教科等の目標や内容と関連させながら、情報化の進展が人間や社会にもたらす影響や情報の重要性、情報に対する責任感の指導を行うこととされています。特に新学習指導要領では、国際化、高齢化、少子化、環境の問題などとも関連させながら、現代社会の特質の理解を進めることとされています。

中学校の技術・家庭科や高等学校の情報科では、情報活用の実践力の育成、情報の科学的な理解とともに、情報社会に参画する態度の育成に係る内容が、例えばインターネットの活用における個人情報の保護や著作権の尊重といったように、具体的な問題として記述されています。

(5) 「総合的な学習の時間」とのかかわり

すでに述べてきたように、新しく導入される「総合的な学習の時間」について、学習指導要領ではそのねらいが記述されているだけで、内容や進め方は各学校の創意・工夫にゆだねられています。

「情報」をテーマとする場合はもとより、それ以外の課題を設定した学習活動を行う場合においても、この時間のねらいとして、子どもたちが自ら課題を設定し、その解決を図るために必要な資料を自ら考えた方法で集め、それらを整理・加工してより有用な情報に高め、相手の状況や目的を踏まえて適切に報告や発表を行う、という活動を通して、情報活用能力を育成するということがあります。

ここにおいて、国語科などで記述されているコミュニケーションの観点、社会科や理科で記述されている資料の活用、算数・数学科で記述されている資料の収集・整理と情報の作成（統計的な処理をする、グラフや表にするなど）、技術・家庭科などで記述されているコンピュータの操作方法と活用、国語科、社会科、理科、図画工作科、美術科、芸術科など多くの教科で記述されている報告や発表・伝達における創意工夫など、いろいろな教科等における指導内容を横断的、総合的に組み合わせた指導が大切になります。

以上のように新学習指導要領では、教科指導をはじめ、すべての教育活動において情報活用能力の育成にかかわる指導の内容やその取扱いが記述されています。道徳教育、同和・人権教育、環境教育等と同じように情報教育はすべての教員がすべての教育活動を通して実施するものだということがこのことから分かります。